

ベースロード市場について

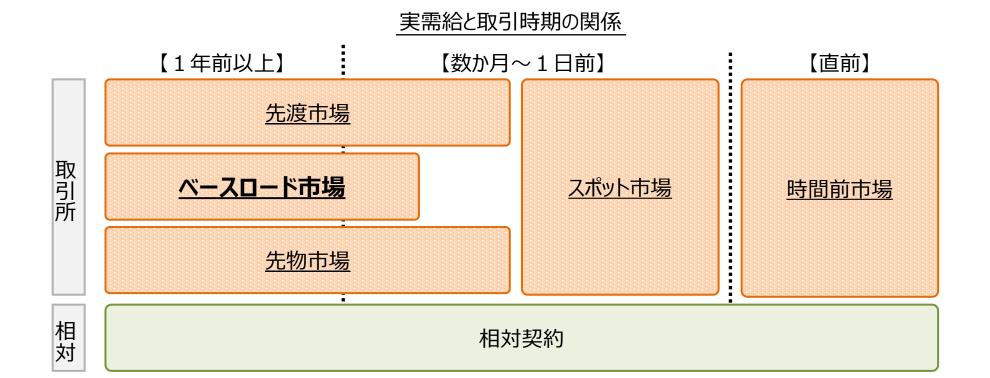
2022年8月26日 資源エネルギー庁

はじめに

- 大規模事業者と新電力のベースロード電源(以下「B L 電源」という。)へのアクセス環境のイコールフッティングを図り、更なる小売競争の活性化を図る仕組みとしてベースロード市場(以下「B L 市場」という。)を創設し、2019年7月より J E P X においてオークションが開始された。
- B L 市場において想定以上の市場間値差が発生している状況を踏まえ、2022年度受渡し分については**閾値以上の値差により損失を被る売手・買手事業者を対象として値差の清算を行い、 値差リスクの軽減を図ることとした**。
- また、2023年度以降のBL市場の在り方・値差の考え方については、他制度等との整合性に 留意しながら、事業者への影響を考慮し中長期的な視点で引き続き議論とした。
- 他方で、中長期的な見直しには一定の期間を要することから、7月の第1回オークションが開催される2023年度受渡し分については、暫定的な措置として、**閾値以上の値差による損益両者を対象として清算を行うこと**とした。
- 今回は、**7月に行った第1回オークション結果の報告**と、B L 市場の中長期的な見直しにかかる論点のうち、**間接送電権との関係についてご議論いただきたい**。

(参考) B L 市場の概要(1/2)

- B L 市場は、新電力による B L 電源へのアクセスを容易にすることを目的とし、日本全体の供給力の約9割弱を占める大規模電事業者(旧一般電気事業者・電発)が保有する B L 電源 (石炭火力・大型水力・原子力・地熱)の電気の供出を制度的に求め※1、新電力が年間固定価格で購入可能とする市場。
 ※1 大規模電事業者以外も同市場で電気を販売可能(任意)
- BL市場で取引される商品は、主として長期断面で見た需要家のベース需要に対する供給力として、実需給の数か月前の段階から確保することを小売事業者が志向するものであり、その点においては、同市場は先渡市場の一種※2と考えられる。
- ※2 旧一般電気事業者等の供出義務者に対して、供出上限価格以下で一定量の市場供出を求める一方、新電力等に対しては、設定した購入枠の範囲内で商品の購入可能とする点やシングルプライスオークション方式を採用している点等で、既存の先渡市場とは異なる。



(参考) B L 市場の概要 (2/2)

項目	内容
特徴	新電力によるBL電源へのアクセスを容易にすることを目的とし、BL電源(石炭火力・大型水力・原子力・地熱)の電気の供出を制度的に求め、新電力が年間固定価格で購入可能
創設時期	2019年7月
市場管理者	日本卸電力取引所(JEPX)
主な取引主体	・売入札:旧一般電気事業者、電源開発(新電力の売入札も制限されていない)・買入札:新電力(旧一般電気事業者の自エリアが含まれる市場以外での買入札も制限されていない)
取引商品	燃調等のオプションを具備しない受渡期間1年の商品(受渡し開始はオークションの翌年4月)
取引方法	・シングルプライスオークション ・受渡し年度の前年度に、年4回(7月、9月、11月、1月)オークションを開催 *1
受渡方法	スポット取引を通じて受渡し
市場範囲	①北海道エリア、②東日本エリア、③西日本エリアの3市場
取引単位	100kW
取引手数料	売買ともに約定した入札1件あたり10,000円(税別)
預託金	受け渡しが完了していない商品の買い代金に0.01を乗じた額 **2
2021年度約定実績	65.5億kWh(2020年度販売電力量の4.3% ^{※3})

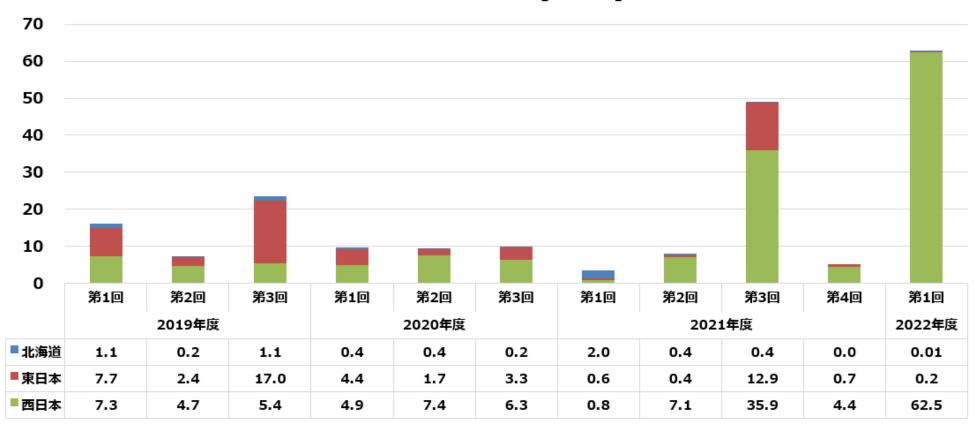
- ※1 2021年度より、第4回として1月オークションが追加された
- ※2 2021年度より、日本卸電力取引所にて、預託金水準が0.01(1%)へ引下げられた
- ※3 電力取引報(2020年4月~2021年3月)の新電力の年間販売量1,526億kWh(沖縄除く)

- 1. 第1回オークション結果
- 2. 値差清算について
- 3. 間接送電権との関係について

2022年度第1回オークション(2023年度受渡分)の約定量

- 2022年7月29日に2022年度第1回オークション(2023年度受渡分、入札期間:7月19日 ~7月29日)の約定処理が行われた。
- 約定量は全市場の合計713.8MW、年間の電力量に換算すると62.7億kWhであり、前年度の第1回目オークションの約定量3.39億kWhと比較し、約18倍超となっている。

ベースロード市場約定量 [億kWh]

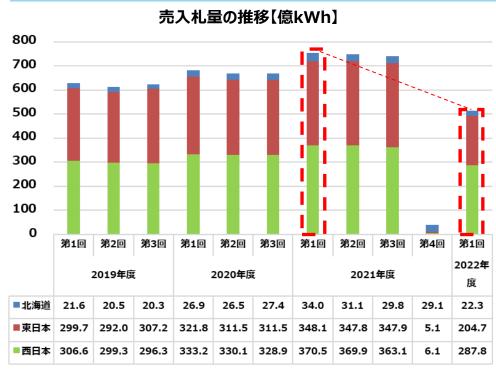


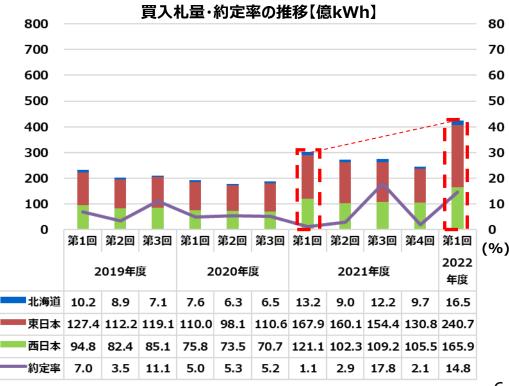
入札量および約定量について

● 2022年度第1回オークションの**売入札量514.8億kWh**は、前年度第1回の売入札量比で<u>約</u> **32%減少している。**これは、前年度と比較し適格相対契約量※の増加、常時バックアップの利用量増加によって、制度的な供出量の控除量が増加したことが主要因と考えられる。

※適格相対契約とは、旧一般電気事業者等と電力自由化により新規参入した小売電気事業者等との間で一定条件の下で結ばれた相対契約。具体的な条件としては、BL電源の負荷率等に鑑み、少なくとも契約期間における負荷率が70%以上、かつ、契約期間が6ヶ月以上の契約であって、価格についてもBL電源の発電平均コストを基本とした価格と著しく乖離がない契約。

● また、**買入札量423.1億kWh**は、前年度第1回の買入札量比で<u>約40%増加</u>している。これは、 今年度のスポット市場価格や相対契約、常時バックアップの状況を背景に、買手側のBL市場へ のニーズが拡大していると考えられる。





※2021年第4回目については、大規模発電事業者に対しては市場の供出を制度的に求めず、各社の 判断による任意参加としている。

約定価格について

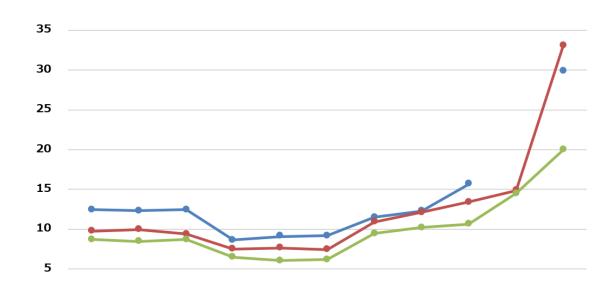
- 約定価格は、北海道29.90円/kWh・東日本33.06円/kWh・西日本20.00円/kWhと、 前年度の第1回目オークションと比較し、約2~3倍となっている。
- 各エリアの約定価格と、**先物価格と比較すると東日本では約定価格が高く、西日本では先物価** 格が高い結果となった。

<約定価格の推移> [円/kWh]

<2022年度第1回オークション結果と、参考価格> [円/kWh]

商品エリア	約定価格	(参考)基準 月までの平均	(参考) 生物価格		
I-JUIL - J/	دا ساحد ب	1年分*1	6か月分※2	先物価格 ※3	
北海道	29.90	16.73	21.59	20.00	
東日本	33.06	18.07	24.08	30.00	
西日本	20.00	16.76	20.66	26.50	

- ※1 スポット価格単純平均にて算出(2021年7月1日~2022年6月30日)
- ※2 スポット価格単純平均にて算出(2022年1月1日~2022年6月30日)
- ※3 1年間分の先物市場価格帳入値段単純平均にて算出 (7/29 2023年4月限~2024年3月限)



0											
0	1回目	2回目	3回目	1回目	2回目	3回目	1回目	2回目	3回目	4回目	1回目
	2019年度 2020年		2020年度	2021年度					2021年度		
━━ 北海道	12.47	12.37	12.45	8.63	9.09	9.19	11.53	12.30	15.69	 # 4	29.90
東日本	9.77	9.95	9.40	7.52	7.65	7.40	10.92	12.16	13.42	14.87	33.06
西日本	8.70	8.47	8.70	6.50	6.06	6.20	9.47	10.23	10.63	14.50	20.00

- 1.第1回オークション結果
- 2. 値差清算について
- 3. 間接送電権との関係について

(参考) スポット市場の分断率を踏まえた現状の市場範囲について

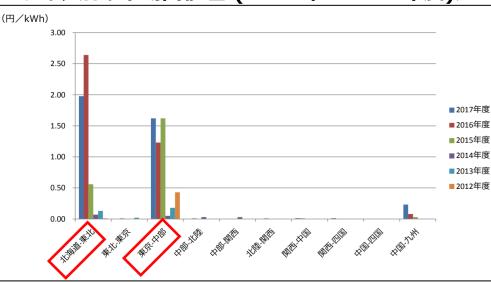
- 第13回制度検討作業部会(2017年10月)において、2017年度までの市場間値差の期間平均値や、各地域間連系線の月別分断発生率(2017年1~6月)等を踏まえ、市場範囲は①北海道エリア、②東日本(東北・東京)エリア、③西日本(中部・北陸・関西・中国・四国・九州)エリアの3つの市場を設定することとした。
- 設定したエリア内で分断が頻発する等の場合には、必要に応じて今後見直しを行うこととした。

論点①:市場範囲

- 第8回制度検討作業部会において御議論いただいたとおり、BL市場においては、約定した電気の受渡しに当たっては、スポット市場を介して受け渡すこととした。
- このとき、スポット市場での受渡しに用いられる価格(システムプライス又は特定のエリアプライス)と売り手事業者又は買い手事業者のエリアプライスが異なった場合には、BL市場での約定価格と約定した電気の受渡し価格が異なるリスクが発生する。
- したがって、スポット市場の分断発生頻度等を加味して市場範囲を設計すべきではないか。
- 具体的には、北海道本州間連系線と東京中部間連系線(FC)における分断の頻度が特に多いことを踏まえ、北海道 東北、東京 中部間にて市場範囲を分割することとし、①北海道エリア②東北・東京エリア③西エリアの3つの市場を設定することとしてはどうか。
- ただし、設定したエリア内で分断が頻発する等の場合には、必要に応じて今後見直しを行うこととしてはどうか。

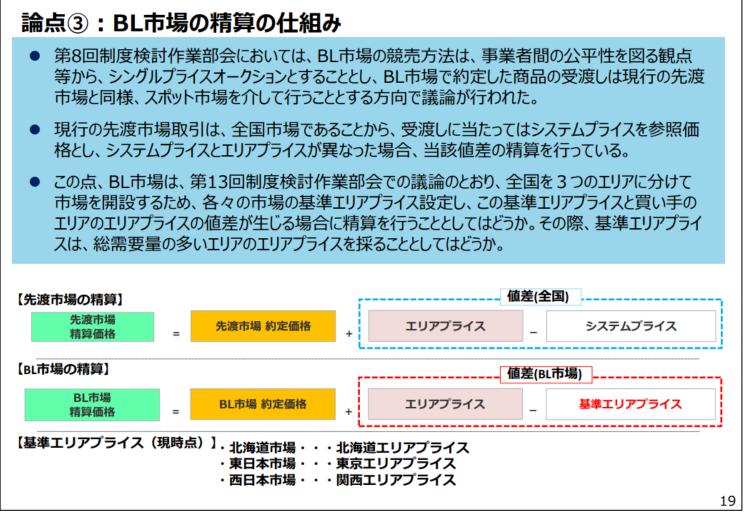


<エリア別の市場間値差 (2012年~2017年度)>



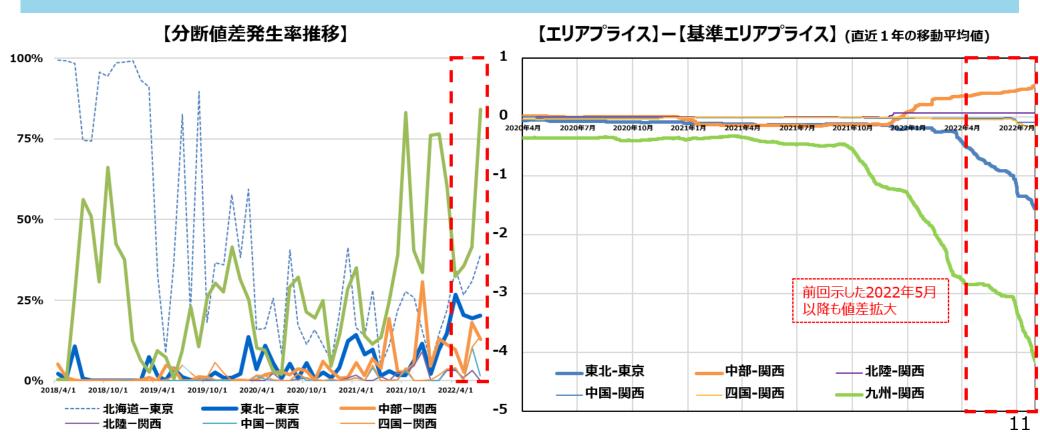
(参考) B L 市場の清算の仕組みについて

● B L 市場の清算は先渡市場の清算方法を参考とし、**各々の市場の基準エリアプライスを設定**のうえ、**基準** エリアプライスと事業者のエリアのエリアプライスの値差が生じる場合に精算を行うこととした。基準エリアプライスは総需要量の多いエリアのエリアプライスを採用することとした。



更なる値差の拡大状況について

- 2018年以降によるB L 市場における分断値差発生率を月毎にプロットしていくと、多くのエリアで分断値差発生率が概ね上昇傾向にあり、一部地域においては80%を超える確率で分断値差が発生している。
- B L 市場設計以降**エリア間値差が拡大**し、エリアによっては B L 市場での約定価格と 約定した電気の清算価格に差が生じ、 B L 市場約定価格での受渡しが困難なエリ アも生じている。



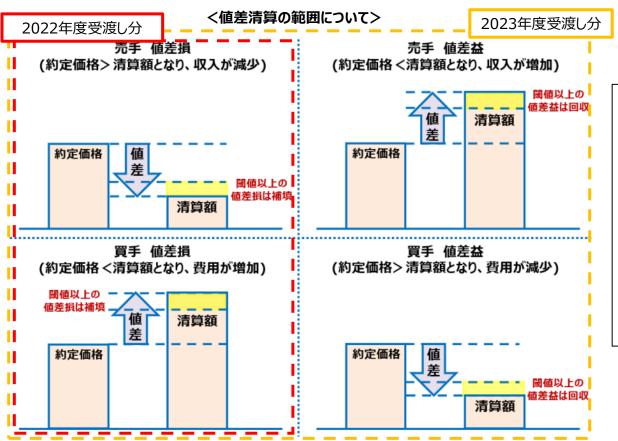
(参考) 2022年度値差清算に関する議論

- 市場範囲については、市場分割を行えば市場の流動性・競争性も低下する。また、B L 市場は本来 1 市場での取引を志向していたことも踏まえ、市場分割は慎重な検討が必要である。そのため、2022年度は市場範囲の見直しは行わず、市場や値差清算の在り方と共に来年度以降に向け継続して検討することとした。
- 値差清算の考え方については、売手である大規模発電事業者について、市場への一定量の供出、供出上限価格以下での入札が制度的に求められていることに留意し、回収が必要なコストに基づく閾値をもとに値差清算を行うこととした。
- 2022年度受渡しにおいては、事業者のリスク軽減を目的とした応急的な措置として、値差清算の対象者を 値差損となる事業者とし、**清算の原資は市場間値差積立金とした**。

	事務局からの提案
今後のBL市場の市場範囲	案① 2022年度オークションはエリア変更を行わず、現行の市場範囲とする。
	案② 2022年度オークションからエリア変更を行う。
値差清算の考え方	案① 統計的な閾値に基づき値差精算を行う。
	案② 回収が必要なコストに基づく閾値をもとに値差清算を行う。
値差清算の原資	案 清算の原資は市場間値差積立金とする。

2022年度受渡し分、2023年度受渡し分の値差清算対応方針

- 2022年受渡し分については、事業者のリスク軽減を目的とした応急的な措置として<u>閾値以上の値差損を清</u> **算すること**とし、**7月21日0時を基準に、2023年3月31日までの取引を値差清算の対象**とした。
- 2023年度受渡し分については、本来は値差損益両者を清算することが市場の公平性の観点から適切であると考えられるため、**閾値以上の値差損益を清算する**とした。なお、閾値は市場予見性の観点により、2022年度受渡し分と同様に5%とした。



< 2022年7月25日付 JEPX お知らせ・プレスリリースより>

2022年度受渡分ベースロード市場における値差補填の 基準日の設定について

2022年7月21日に『ベースロード市場ガイドライン』の改訂が行われました。

制度検討作業部会の第7次中間とりまとめにおいて、示されている、ベースロード市場2022年度受渡し分の値差損失の補填については、ガイドライン改訂日で2022年7月21日を基準とし、7月21日0時以降から2023年3月31日までの取引を対象とします。

値差損失の補填については、第68回制度検討作業部会 参考資料「第7次中間とりまとめ」を参照ください。

- 1. 第1回オークション結果
- 2. 値差清算について
- 3. 間接送電権との関係について

B L 市場と間接送電権との関係について

- 第67回制度検討作業部会において、「**2025年度までは間接送電権のリスクヘッジ機能が限定的である** が、2026年度以降は当初設計通り間接送電権によるリスクヘッジができる可能性もあるところ、**B L 市場** と連系線利用の在り方についてどのように考えるか」とお示しした。
- <u>当初の設計志向通り、間接送電権で値差のヘッジを行うことで「固定的な価格」での受渡しができるかどう</u>

 <u>か、検証が必要</u>ではないか。
- 間接オークションの経過措置は2025年度末まで残存することとなり、現状の間接送電権の発行量が限定されていることについて考慮が必要。2025年度までの状況と2026年度以降の状況については、切り分けて検討する必要があるのではないか。

論点2:連系線利用権・間接送電権との関係について

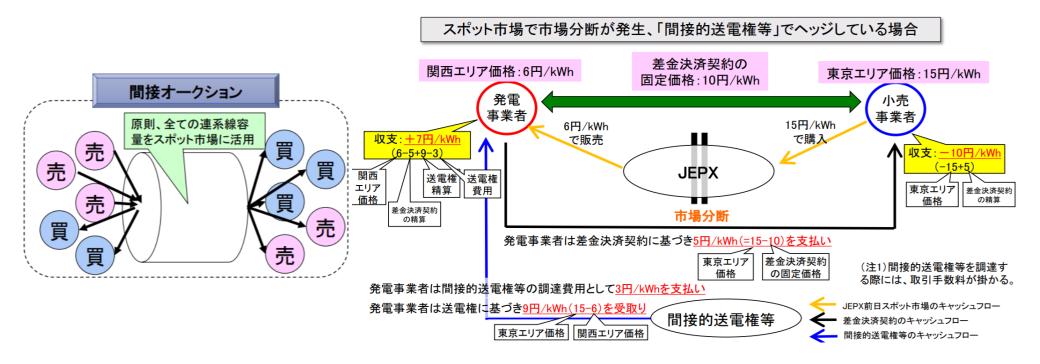
第67回制度検討作業部会 (2022年6月22日) 資料3より抜粋

- B L 市場設計時、間接オークションとの整合性を図るため、B L 市場の取引について独立して連 系線利用権を付与せず、B L 市場で成立した取引もスポット市場を介してエリア間取引を行うこと とされた。
- 一方で、スポット市場を介す以上、市場の分断状況によっては<u>BL市場での約定価格と約定した電気の受渡し価格が異なるリスクがあることから、分断発生頻度等を考慮して市場範囲を北海道・東日本・西日本の3エリアとした。</u>
- B L 市場の値差を全額清算する等値差が発生しない制度とした場合、結果としてスポット市場を介さず B L 市場の受渡しを行っていることと同義となり、間接オークションの導入目的であった連系線利用の公平性・公正性から離れてしまう可能性がある。
- エリア間値差のリスクヘッジについては、2019年度より間接送電権を導入している。間接送電権は B L 市場と独立して議論・設計したものの、B L 市場や先渡市場の活性化に資するよう設計されたものである。
- 他方で、間接オークションの経過措置が2025年度末まで残存することにより、間接送電権の発行 量は限定されている状況。そのため、現状、一部エリアでは間接送電権によるリスクヘッジ機能は限 定的と考えられる。
- 2025年度までは間接送電権のリスクヘッジ機能が限定的であるが、2026年度以降は当初 設計通り間接送電権によるリスクヘッジができる可能性もあるところ、BL市場と連系線利用の 在り方についてどのように考えるか。

15

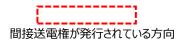
(参考) 市場分断時のヘッジ商品としての間接送電権

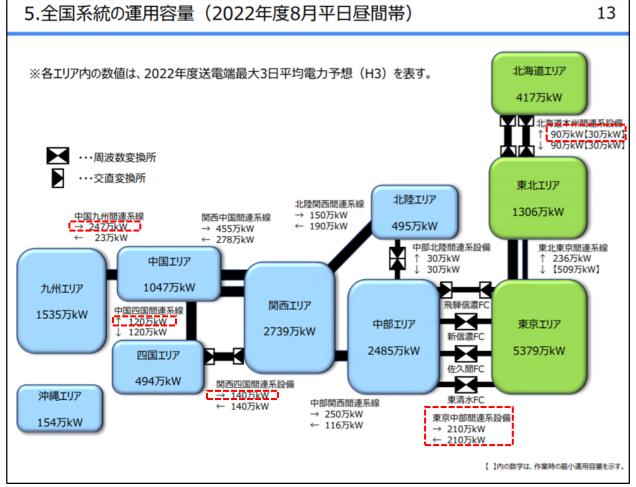
- 経済合理的な電力供給体制と競争的な小売市場の実現のため、卸電力市場の更なる流動化に合わせ、系 統線の利用ルールを見直し「間接オークション」を導入した。間接オークションでは物理的送電権の割り当ては 行わず、全ての連系線利用をスポット市場を介して行うこととした。
- ただし、間接オークションを導入した場合、市場エリアを跨いだ取引を行う際に市場間値差が発生する可能性がある。
- そのため、**市場分断時の市場間値差をヘッジする商品として間接送電権を導入することとした**。また、間接送電権は一定期間における受渡しを行うBL市場、先渡市場の活性化にも資するよう設計することとした。



(参考) 間接送電権の現状

- 間接送電権については、制度検討作業部会において課題を整理のうえ、発行対象となるエリアや商品設計に ついては J E P X 等を中心に詳細検討を行うこととした。
- 間接送電権の商品は、JEPXで開催された「間接送電権の在り方等に関する検討会」において、「期待値差が 0.01円/kWh を上回る蓋然性が高いもの」かつ「ある程度の取引量が見込まれること」という条件に値する連系線を調査し、5つ(⑥方向)の連系線・潮流方向で発行することとした。





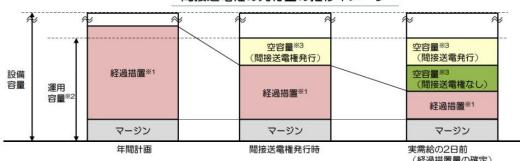
(参考)間接送電権による市場間値差のリスクヘッジの可能性の検証

- 市場間値差のリスクヘッジを行うために開発された間接送電権は、間接オークションの経過措置が2026年3 **月まで残存する現状、間接送電権の発行量が限定される**状態である。
- 特に、現状大きな分断値差が発生している九州と本州を繋ぐ関門連系線等、一部のエリアでは**間接送電権** 発行時に「間接オークションにおける経過措置計画量>運用容量」となることが多く、恒常的な送電権の発 **行が困難な状況**。そのため、特に経過措置がある現状では、間接送電権によるリスクヘッジ機能は限定的か。
- 2026年度以降、間接送電権を用いたBL市場の市場間値差のヘッジが十分可能かどうかは検証が必要か。

(参考) 間接送電権の発行量について

- 間接送電権は、運用容量からマージンと経過措置の数量を除いた量を発行する。
- 運用容量、マージンについては、広域機関にて取り纏められ、公表される。年間計画以降では、月 間、2営業日前と実需給に近づくにつれ精査された計画が公表される(作業計画の変更、需給 状況等を考慮)。
- 間接送電権の発行可能量については、経過措置の数量が影響し、経過措置が適切に減少すれ ば、間接送電権の発行可能量が増えることが期待される。 そのため、間接送電権の発行前に 経過措置の減少事由が予見されている場合は、事業者に、経過措置の減少を行う更新計画を 広域機関へ提出することを求めているところ。

間接送電権の発行量の推移イメージ



※3 経過措置の減少状況により、空容量が発生しない場合もある。 (出所)第36回制度検討作業部会(2019年12月6日)資料4より抜粋

(参考)九州⇒中国 関門連系線 間接送電権発行状況 2019年度 0週 / 43週

2020年度 5週 / 52週

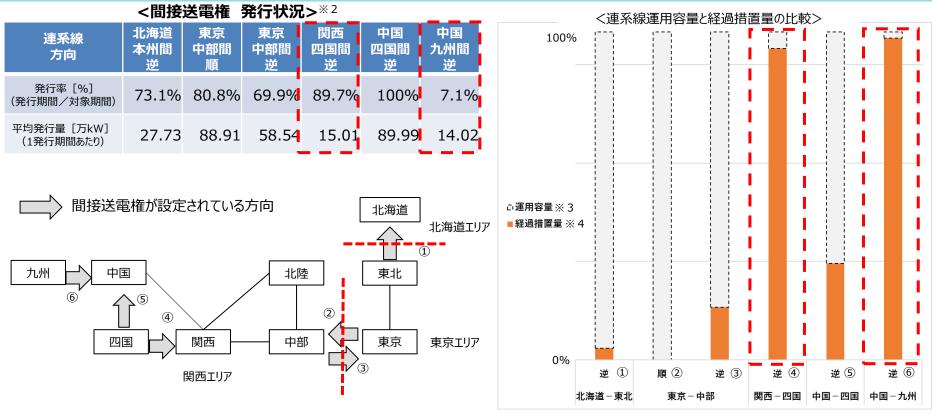
発行週	売入札量 (MW)	約定価格 (円/kWh)	約定量 (MW)
4月第2週	183.4	0.02	183.4
4月第4週	183.4	0.03	183.4
5月第1週	93.4	0.20	93.4
12月第2週	79.7	0.01	79.7
12月第3週	79.7	0.01	79.7

2021年度 2週 / 52週

発行週	売入札量 (MW)	約定価格 (円/kWh)	約定量 (MW)	
5月第1週	192.8	0.01	127.5	
3月第4週	110.8	1.11	110.8	_
	_		1	8

送電線空容量と経過措置量について

- 調査の結果、間接送電権が設定されている6つの方向のうち、5つの方向で経過措置量が設定されており、 特に関西 – 四国間の逆方向および中国九州間の逆方向においては、運用容量※1の95%を超える経過措 置量が設定されている。
- そのため、間接送電権の状況において、他連系線と比較して発行量が限定されている。
- 経過措置が終了する2026年度以降、一部の連系線の間接送電権発行量は大幅に増加すると考えられる。



- ※1 電力広域的運営推進機関(2022年3月1日) 2022~2031年度の連系線の運用容量(年間・長期について)別紙1よりデータ参照(2022年度8月平日昼間帯)
- ※2 JEPX 間接送電権取引結果より事務局作成
- ※3 各連系線量を※1の量を100%とした場合

(参考) 間接送電権に関するアンケート結果

- 間接送電権の利用について、事業者にアンケート調査を行ったところ、間接送電権は、スポット市場の市場分断によるリスクを予見して購入したという意見が大半を占めた。
- また、B L 市場約定量を考慮して間接送電権を購入したり、B L 市場や先渡市場に合わせた長期商品を要望したりする意見もあったことから、間接送電権が、当初設計どおり B L 市場および先渡市場における市場分断値差のリスクをヘッジする商品として期待されていることは確認できた。

<間接送電権 アンケート結果>

- 間接送電権によるリスクヘッジ効果はある。
- 発行量が非常に限定的及び商品がないため、ヘッジできる環境にない。
- 経過措置終了後は、間接送電権利用を増やす見込み。
- 対象連系線の拡大を検討し、リスクヘッジの可能性を高めてほしい
- 取引を実需給に近いタイミングで実施できるよう見直してほしい。
- 週単位から日単位に変更し発行量が増えるよう見直しをしてもらいたい。
- 金融商品(オプション取引もしくはエリア価格差の先物取引)として上場を検討してもらいたい。
- 間接送電権の購入に係る費用は、B L 市場の供出価格に加味されない限り、分断値差負担に係る何らかの処置が必要な状況は継続する。
- 発行を細分化することで商品が発行できる可能性があるのではないか。
- 現状では、間接送電権約定後に減少処理された際に、リスクヘッジ量が減少されたうえに手数料まで返還されない状況。

2026年度以降のBL市場と間接送電権の関係について

- 現時点においては十分な間接送電権が発行されていない状態であるが、間接送電権 商品対象の連系線空容量と経過措置量の検証をしたところ、2026年度以降の連系 線の空容量は増加し、現状より間接送電権が発行される見込みである。
- よって、当初設計通り、B L 市場も間接送電権により値差リスクのヘッジが可能になり、 間接送電権の発行量とも整合した市場取引が可能になると考えられる。
- 他方で、2026年度以降については、再エネの導入拡大状況や原子力の再稼働、それによる連系線の利用状況の変化により変わりうるものであるため、あらためて検証することが必要ではないか。
- 検討すべき課題を整理したうえで、2025年度オークション(2026年度受渡し分)まで に議論を進めていくこととしてはどうか。

2024年度・2025年度受渡し分の対応について(1/2)

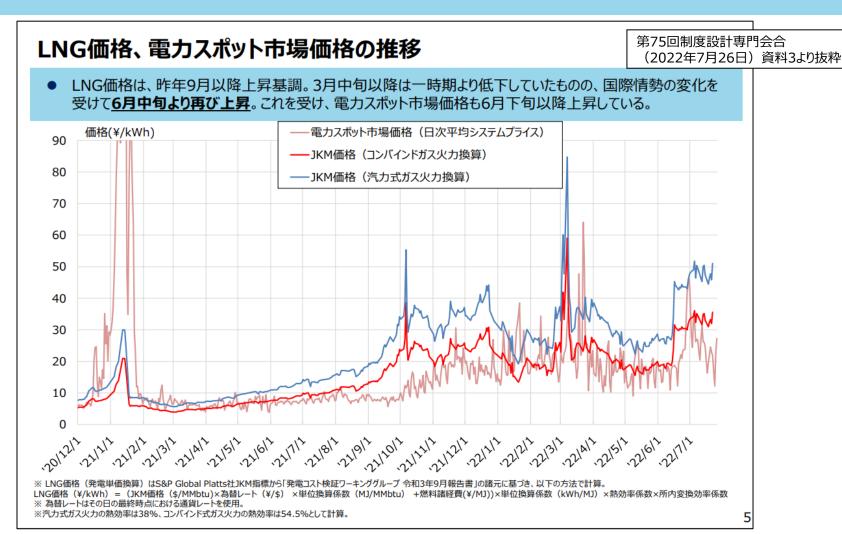
- 先述のとおり、2026年度受渡し分以降の対応の方向性については、間接送電権の活用による 値差ヘッジを基本とした場合、2024年度・2025年度受渡し分についてはどのように考えるか。
- B L 市場における値差問題については、本年3月より検討を開始し、2022年度、2023年度引き渡し分については、①閾値以上の値差を清算する手法、②入札価格に想定値差を織り込む手法、③市場範囲の分割・統合によって対応する手法についてご議論いただいた。その結果、②については監視の在り方等の慎重な検討が必要なこと、③は値差問題を解消できるものの、B L 市場は元々1つの市場を志向していたことから、①が採用された。
- 一方で、ロシア・ウクライナ情勢の緊迫化等を背景とした燃料価格の高騰、それに伴うスポット価格の上昇は長期化の様相を呈するなど、電気事業を巡る環境もこの春以降大きく変化している。
- また、限界費用が原則0円である再生可能エネルギーの導入も拡大しており、システムプライスが 0.01円/kWhとなる時間帯は2018年度時点では0%だったが、2022年度には全体の5.0%、 エリアによっては13.6%になるなど増加傾向にある※。また、<u>市場分断の発生は全国レベルで増</u> 加し、一部のエリアでは分断率が8割を超える高い水準となっている。
 - ※2022年4月~7月システムプライス・エリアプライスにおける0.01円のコマ数/取引コマ数
- その結果、市場間値差は議論当初よりも大幅に拡大しており、例えば九州エリアプライスと関西エリアプライス間の値差は、本年4月は平均1.95円/kWhであったが、7月は10.58円/kWhにまで上昇している。

2024年度・2025年度受渡し分の対応について(2/2)

- こうしたスポット市場価格の高騰を始めとした事業環境の変化は、小売電気事業にとって非常に厳しいものであり、実際、今年に入ってから小売事業から撤退する事業者が少なからず存在している。
- 本年度の第1回オークションにおいては、昨年度の第1回と比較しても、買入札量は約約40%、約定量は約18倍超と大幅に増加した。今後も一定期間、厳しい事業環境が継続することが見込まれるなか、中長期のヘッジ商品を提供するBL市場に対するニーズは一層高まると考えられる。
- また、電源の休廃止が進展する中、足下の需給状況は非常に厳しく、来年度以降も必ずしも余裕があるとは言えない状況。そのため、各BL電源が適切に費用回収できることが、安定供給と脱炭素を両立させるためにも重要であると考えられる。
- 2026年度以降の対応方針や足下の状況変化を踏まえ、2024年度・2025年受渡し分をどのような位置づけと考えるか。また、小売電気事業者は需要家保護の観点からいかに適切にリスクを管理し供給力を確保できるか、発電事業者は適切な費用回収によっていかに安定供給に貢献できるか、といった課題を解決する観点から、前述の3案についてどのように考えるか。

(参考) 燃料価格高騰と、電力市場価格高騰

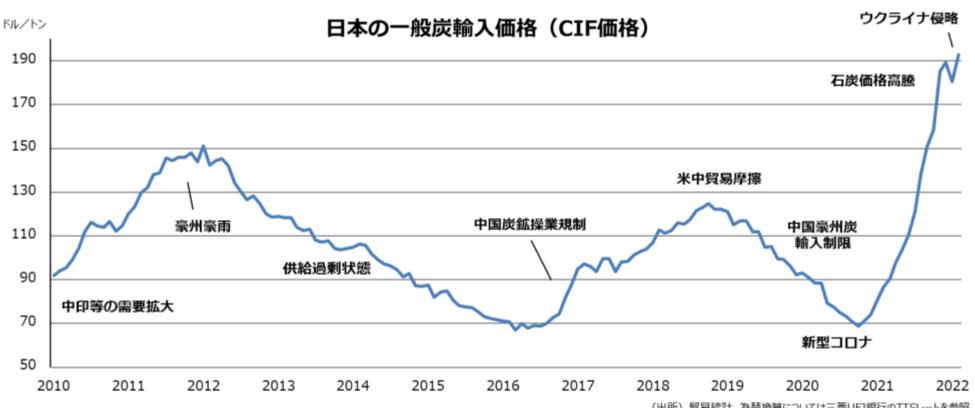
- 国際情勢の変化受けて、世界のLNG・天然ガス価格が、例年に比して高騰。
- スポット市場価格の高騰は、エリア間分断が発生したときに、BL市場において大きな値差を生むことになり、値差のリスクヘッジの重要性も増すことになる。



【参考】石炭価格の推移(2010年以降)

第49回総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 (2022年5月17日) 資料3-2より抜粋

- 石炭価格は、主要な輸出国である豪州・インドネシア、輸入国である中国・インドの動向に 大きく左右される。最近の主な輸入側の動向としては、Covid-19からの経済回復による需 要増、輸出側としては、豪州の大雨、インドネシアによる一時的な輸出停止措置など。また、 本年2月のロシアによるウクライナ侵略が市場価格に影響を与え、高騰。
- 構造的には、アジア地域での需要が増加する一方で、世界的な供給力不足を背景に、価格はこの10年で最も高い水準に上昇している。



(参考) 各エリア間の市場分断発生率の推移

第74回制度設計専門会合 (2022年6月23日) 資料4より抜粋

- 北海道本州間連系線、東京中部間連系線、中国九州間連系線は、定常的に市場分断が発生している。
- 北海道本州間、東京中部間の分断率は減少傾向。一方、中国九州間の分断率は上昇傾向。

スポット市場 月間分断発生率の推移 (12カ月移動平均)

(2013年3月~2022年3月)

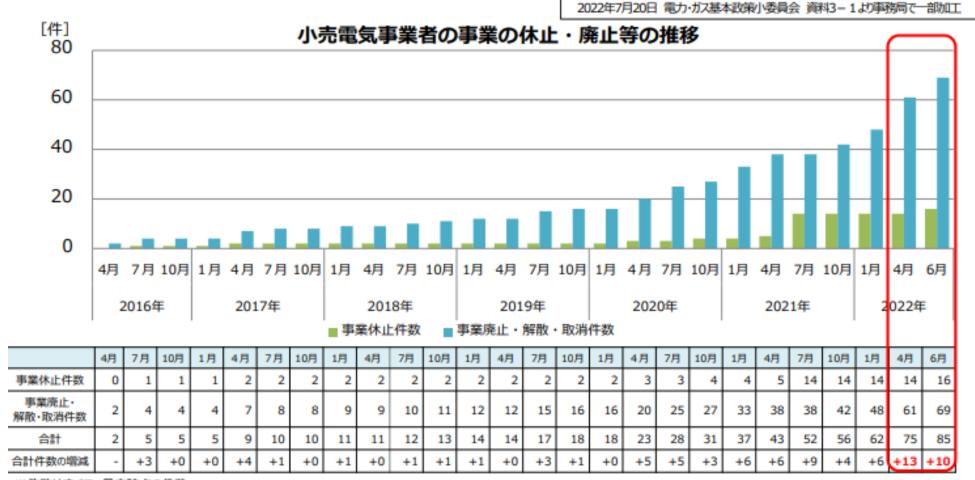


※ 月間分断発生率(12カ月移動平均):スポット市場における30分毎の各コマのうち、隣り合うエリアのエリアプライスが異なるコマの割合を月間で集計した値の12カ月移動平均値

第75回制度設計専門会合 (2022年7月26日) 資料8より抜粋

(参考) 小売電気事業者の事業の休止・廃止等の状況

- 一方で、事業の休止・廃止等を行った小売電気事業者の数は、足元では、増加傾向。
- 2022年6月現在、事業休止件数は16件、事業廃止や法人の解散は69件。

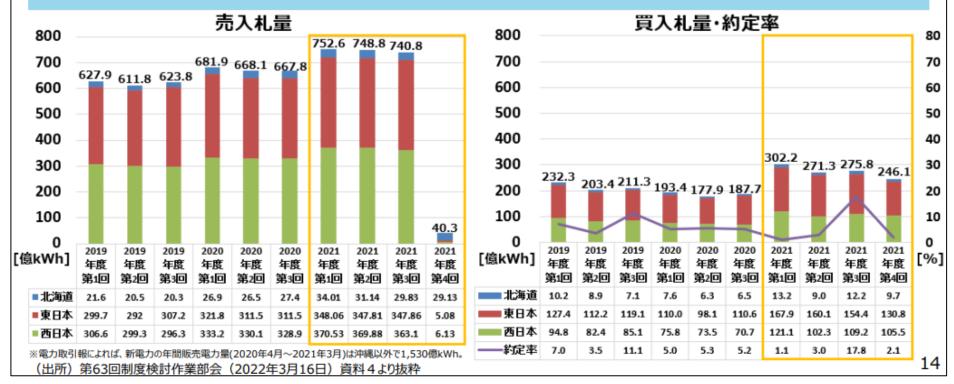


(参考) B L 市場における中長期的な論点 1

第67回制度検討作業部会 (2022年6月22日)資料3より抜粋

論点1:市場の活性化

- 買入札量は、2021年度は過年度と比較し全エリアにおいて入札量増加傾向であり、スポット市場の価格や燃料価格の推移等踏まえ**買手側のBL市場へのニーズが拡大していると考えられる**。
- 他方、買入札量は売入札量の半分以下、約定量は新電力の年間販売電力量の4.2%※程度に留まっていることから、買手事業者としてもさらなる活用の余地があると考えられる。
- BL電源へのイコールフッティングによる更なる小売競争活性化を図るという制度主旨を達成するため、また、卸電力市場の価格変動リスクに備えるヘッジ市場として更なる活用を図るため、受取期間1年の商品を先行して取引開始していたBL市場の商品等の観点からも、見直しを検討する必要があるか。

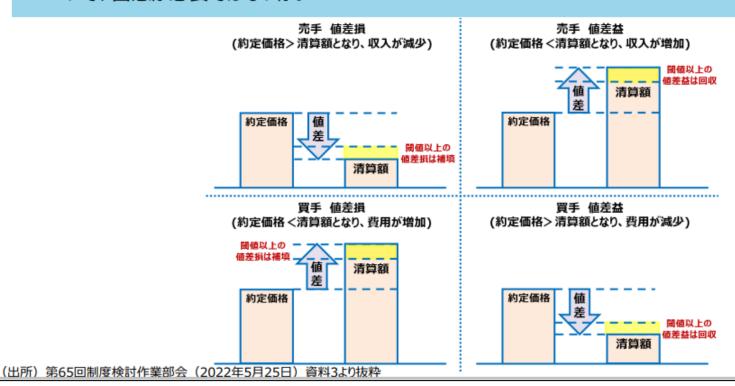


(参考) B L 市場における中長期的な論点3

論点3:値差解消の方法について

第67回制度検討作業部会 (2022年6月22日)資料3より抜粋

- B L 市場は、市場価格の変動リスクに備えるための手段として固定的な価格での受渡しが望ましいことから、固定価格での受渡しができるよう見直しを行う必要がある。
- 固定的な価格での受渡しを実現する方法としては、他制度との関係性に留意したうえで<u>BL市場において発生した値差を清算する方法や、入札価格に市場間値差リスクを織り込む方法、市場範囲の統合・分割を行うことで対応する方法等が挙げられるが、どのように対応することが考えられるか。</u>
- 一定以上の値差が発生した場合従来通り市場範囲を分割することも考えられるが、BL市場が本来広域メリットオーダー達成の観点から、全国一律の市場を目指すべきとしていた当初の目的との整合性について、留意が必要ではないか。



29